

# 「茅ヶ崎市議会基本条例の一部改正（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 令和4年11月4日（金）～令和4年12月6日（火）
- 2 意見の件数 19件
- 3 意見提出者数 4人

## 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	4人	人

## 5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	改正の背景・目的に関する意見	1件
2	「第5条（災害時の対応）の規定」に関する意見	1件
3	「第6条（議員の活動原則）の規定」に関する意見	3件
4	「第19条（議会事務局）の規定」に関する意見	1件
5	「第24条（議員の政治倫理）の規定」に関する意見	3件
6	「第25条（議員定数の改定）の規定」に関する意見	1件
7	「正副議長における所信表明会に関する規定」の新設に関する意見	3件
8	パブリックコメントの実施に関する意見	3件
9	その他の意見	3件
	合計	19件

茅ヶ崎市議会事務局 議事調査担当  
0467-82-1111（内線 1653, 1654）  
e-mail: gikai@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市議会の考え方)

### ■改正の背景・目的に関する意見（1件）

(意見1) ※原文をそのまま記載しています

⑤P1「改正の背景・目的」が記載されているが、市民にもっと分かりやすく記載して欲しい

(1)・・・年度検証を行い、H31年度3月に議会基本条例改正を行いました・・・目的が達成されているか・・・本条例26条の規定に基づき令和4年度検証を行い、その結果に基づき議会基本条例の一部改正まとめました」とあります。

当「改正の背景・目的」のみでは市民はどのように市議会でどのような意見が出て一部改正(素案)がまとまったのか分かりづらい・解らない

それは(1)議員全員か(2)委員会か(3)事務局か(これはないと思うが)(3)市議からどんな意見が出たのか(4)全会(全員)の一致か(5)基・・・条26条の規定で素案がまとめられるか以上もっと詳細に

(市議会の考え方)

茅ヶ崎市議会では、令和4年4月から同年10月にかけて、本市議会内に設置された議会運営委員会を中心として茅ヶ崎市議会基本条例の検証・協議を実施してきました。

パブリックコメントの実施に当たっては、【改正の背景・目的】として、平成23年の議会基本条例の施行後から現在に至るまでの経過を記載するとともに、参考資料として、議会運営委員会が出された意見や同委員会内での協議の経過をまとめた「茅ヶ崎市議会基本条例・検証シート」を付しているところです。本市議会における協議の経過等を分かりやすく情報提供することは、市民の皆様との情報共有や市民参加の観点からも肝要であると認識しています。

今後についても、協議内容や協議の経過を丁寧にお伝えするとともに、今後のパブリックコメントの実施等に当たっては、頂いた御意見を踏まえ、市民の皆様へのより丁寧かつ適切な情報提供に努めます。

■「第5条（災害時の対応）の規定」に関する意見（1件）

（意見2）※原文をそのまま記載しています

第5条 災害時の対応について

これからの新型コロナ等に対応するため、条文を修正する必要があります。

（市議会の考え方）

茅ヶ崎市議会基本条例第5条（災害時の対応）は、主権を有する市民の代表である議会が、災害時においてもその負託に的確に応えるために、第1項で「災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない」という基本的な考え方を示し、第2項で「災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める」としている規定であり、平成31年に新設したものです。

本規定の新設後、令和2年2月頃に新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が発生したことから、この度、令和4年度の茅ヶ崎市議会基本条例の検証・協議においても、「災害時」に限らず新興感染症の感染拡大等いかなる状況においても議事機関としての機能維持に努めるべきであることから、「災害時」としている現行の表現を改正してはいかがかといった意見が議会内でも提案されたところです。

しかしながら、予期せぬ事象も含めたいかなる状況をも想定した表現を規定に盛り込むことは現実的ではないこと、また、この度の新型コロナウイルス感染症への対応のように、現行の規定のままであっても、本条の規定する趣旨を踏まえて対応することは十分に可能であることから、現時点では、現行の「災害時」との表現は改正せず、災害以外の予期せぬ事象が生じた場合であっても、議会として、本条と同様の趣旨に基づき対応することを再確認したところです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、本市議会では議会基本条例とは別に、要綱に基づく「茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議」を設置し、茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス感染症に係る対応方針を策定することで、感染拡大防止に資する様々な取組を行っています。

今後も、災害時をはじめとしたいかなる状況が生じた際であっても、議会が議事機関としての機能を維持するよう努め、市民の皆様の安全・安心に資する対応を行っていきます。

■「第6条（議員の活動原則）の規定」に関する意見（3件）

（意見3）※原文をそのまま記載しています

⑦第6条議員活動原則）の規定について・・・他者の人権に配慮するとともに良識ある活動及び行動に努める必要があることから本条例に・・・明記・・・検討とあります。色々書きたいことありますがP1「良識ある活動・・・」をはじめ、P2「良識ある活動・・・」とありますが選挙で選ばれた議員自由討論の抑圧につらがいかな。それはまた、同条例、1条、2条3条4条とのかかわりも含め6条にも矛盾しなかつた十二分に検討を

（市議会の考え方）

本条文の改正（素案）は、全ての議員が主権を有する市民の代表であることを自覚し、各議員における活動及び行動に当たって他者の人権等に十分配慮することについて、茅ヶ崎市議会基本条例上に位置付けることを目的としています。

議会基本条例においては、第4条（議会の活動原則）、第14条（自由討議）、第15条（政策討議）等に議員相互の充実した討議についての規定がありますが、従前より、議員相互の討議をはじめ各種活動においては、他者の人権等に配慮して取り組んでいるところであり、本改正がされた場合でも、議員相互の充実した討議を図ることについては支障とならないと考えています。

今後とも、全ての議員が他者の人権や意見等に十分配慮した良識ある活動及び行動に努めるとともに、充実した討議の下に議会運営を行うよう尽力し、もって議会基本条例第3条（議会の役割）に規定する議会の役割を担い、その責務を果たしていきます。

(意見4) ※原文をそのまま記載しています

2つ目の

5 議員は、主権を有する市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めるものとする。

との記載をしなければならないのは、恥ずかしいのでやめてほしい。

そして、「各議員が日々活動する際には、議員は主権を有する市民の代表であるとの責務を自覚し、他者の人権等に配慮するとともに良識ある活動及び行動に努める必要があることから、本条例にその旨を明記することについて、検討を行いました。」という理由も、議員に立候補する時点でこの考え方がなければ議員にはなっていないと考えたいです。それを条例で記載しないと現状の議員はダメなのだというのは、情けないです。

茅ヶ崎市議会議員は、議員である前に茅ヶ崎市民です。

茅ヶ崎市の市民は、自治基本条例ですでに「市民の責務」として

(市民の責務)

第6条 2 市民は、市政に参加する時は、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び言動に責任を持たなければならない

との記載があります。

この条例があるにもかかわらず、議会基本条例でもう一度記載しなければならない理由はないと考えます。

(市議会の考え方)

本条文の改正(素案)は、全ての議員が主権を有する市民の代表であることを自覚し、各議員における活動及び行動に当たって他者の人権等に十分配慮することについて、茅ヶ崎市議会基本条例上に位置付けることを目的としています。

茅ヶ崎市自治基本条例第6条(市民の責務)において、市民は他のものの意見及び行動を尊重すると規定されているところですが、昨今、社会が複雑・多様化し、人権に関する意識や関心も高まる中において、各議員が、一市民としての責務を果たすとともに主権を有する市民の代表であるとの自覚を常に持ち、更なる良識ある活動及び行動を行う姿勢を明確に示すことが必要であると考え、本条文の改正を考えています。

現在においても、各議員はその責務を果たすために取り組みを進めているところですが、今後とも、様々な意見や考えを尊重した行動及び活動に努め、多くの市民の皆様の期待に応えることのできるよう、より一層尽力していきます。

(意見5) ※原文をそのまま記載しています

## 2 <議員の活動原則の規定の改正(第6条)>

### 議員の活動原則の規定の改正(第6条)の5

議員は、主権を有する市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めるものとする  
6条からは、現状大きく逸脱していると考えられます。

事務局に横柄な言動をする議員や市民の地縁活動まちぢから協議会の事務局歳費を高すぎる、要らないという議員には地域の実態が理解されていないと感じます。

茅ヶ崎市全部の自治会を始め地縁団体などを纏め連絡を行う事は大きな仕事です。

議員が1人いなくても市民には不都合はないですが、まちぢから協議会事務がストップしたら福祉・防災・安全などの繋がりがストップしてしまいます、必要か?歳費が高すぎるか?は市民が選択するべき問題だと考えます。

議員が考えを発表する時は大きな視野を持ち、議会内で十分揉んでから発言頂きたいです。発言をしたなら最後まで責任をとる(改善提案を出す)ことも重要です。

### (市議会の考え方)

茅ヶ崎市議会基本条例第6条(議員の活動原則)は、主権を有する市民の代表である議員が、その負託に的確に応えるとともに議会としての活動等を推進するため、議員一人一人が活動するに当たっての4つの活動原則を規定しています。また、今回の改正(素案)において、5つ目の活動原則を追加することを検討しているところです。

現在ある4つの活動原則の1つとして、「議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。」と規定しており、各議員は、地域の課題や現状についての的確に把握するとともに、ある特定の地域や団体等の意向や利益等に捉われることなく、広い視野に立ち市民全体の福祉の向上に資する活動に取り組むことが求められています。また、議会基本条例第3条(議会の役割)に規定しているとおり、議会は、議決により市の意思決定を行うこと、市政に関する政策立案及び政策提言を行うこと等も役割の一つとされています。そのため、本市議会においては、本市の実施している事業や取組等を監視・評価する立場にあることを踏まえ、議員一人一人が日頃の政務活動(議員活動)や市民の皆様との意見交換などを通して市政の課題等の把握に努めるとともに、議員相互で行う討議等により、よりよい市政となるよう取り組んでいるところです。

今後も、議員一人一人が、議会基本条例に規定する活動原則に則った活動を展開できるよう努めます。

■「第19条（議会事務局）の規定」に関する意見（1件）

（意見6）※原文をそのまま記載しています

第8章 議会事務局

19条～21条 議員は自分で努力してから議会事務局に協力を願うべき、事務局がやり過ぎるから議員が成長しないのでは、議員のために予算の増額が必要ですか？

（市議会の考え方）

議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、茅ヶ崎市議会事務局設置条例により設置されています。議会が市民全体の福祉の向上を目指し、社会の変化に対応した政策立案をするためにも議会の機能強化が求められている今日にあっては、議会を補助する議会事務局の機能強化の必要性も高まっているところです。

茅ヶ崎市議会基本条例第3条（議会の役割）で、議会の役割として「政策立案及び政策提言」を規定し、同条例第6条（議員の活動原則）で、議員は「積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする」とそれぞれ規定していますが、実際に政策立案等を行うのは議会を構成する議員であることから、同条例第19条（議会事務局）において、議員の政策立案等を補助する議会事務局の機能の充実を図ることとしています。

議会事務局の機能の充実については、必ずしも予算の増額を伴うものではなく幅広い充実を図ることとなりますが、今後についても、議員一人一人が政策立案能力等の向上に努めるとともに議会事務局によるサポート体制を充実させていきます。

■「第24条（議員の政治倫理）の規定」に関する意見（3件）

（意見7）※原文をそのまま記載しています

- ⑧第24条倫理・マナー・も多様であり、時代により変化もあり、本来法規定のないものに思う倫理については幅広く、もしくはすべての人のマナー感を現めた上ですすめて欲しい。議員についてもそう思う
- ⑨そのことは今マスコミで問題国会でも問題、宗教政治の自由・寄附の自由（国民・市民）（憲法）も含め検討して欲しい
- ⑩国会だってマスコミだって後追いではないかもっと前から提起しなり議論して欲しい（具体的にはいくらでも書くと長くなる省略
- ⑪例知事4選等の規定でも本来自由であるもの規定する必要なし（決める）
- ⑫それは市民一人一人の人権を守る保証することから議員活動も規定する必要。議員も市民です。  
その他今のマスコミ等られ書たいが少略少し上記した。乱筆乱文申し訳ありません以下省略。
- ⑬モラル・倫理は規範は、多様であり幅広いものではないでしょうか。それを規定するのは矛盾すると言うか難ではないでしょうか
- ⑭それよりもどう人権を保障するか差別なき社会を作るか、村八分になっている人はいないを考えた方が良いのでは。
- ⑮令和11年11日の一般の報道の中には、たとえば記者の目には◎旧統一教会と宗教（1）善悪で色分けできぬ（2）向き合う公式なくバランス感覚必要（3）祈り平う文化が生る支柱もとか◎（ある記名あり）政党掲げる理想女性の声が政治を変える・・・（覚）険しい現実女性議員（に）ハラスメント多発◎新法案週内に概要旧統一教会被害者救済◎離婚後共同親権複数（案）「単独」も併記◎旅行支援」生活保護世帯に配らず中学修学旅行業者が制度誤解・・・・・・・・多々あります。◎・・・党・・・書記局長パワハラ・・・（覚）警告処分◎神奈川4選禁止条例どう判◎「みそと名乗る一転許可愛媛の「麦みそ」巡り県ドタバタ◎露の暴挙が戦禍を広げたポランドに着弾
- ⑯マインドコントロールとは何か分らぬこともあります。しかしママ友がママ（母）をマインドコントロールしたとの裁判の判決もあります
- ⑰寄附（クラウドファンディング・宗教・政治も本来自由
- ⑱茅ヶ崎にも倫理の会や色々な政党・宗教もあります色々書きましたがマナーは決るものではないと思う決ると自由を奪わないか
- ⑲もしマナー等を記入するなら現行法も考えて現実を考えて決めて下さと思う

（市議会の考え方）

茅ヶ崎市議会基本条例第24条（議員の政治倫理）において、議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならないことを規定しています。議会が市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進を実現するためには、議会を構成する議員が、特定

の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならず、また、議員としての品位を保持しなければならないことから、本条文を規定しています。

今年度を実施した議会基本条例の検証においては、議会の政治倫理に関する条例等を別に制定すべきとの意見も出されましたが、新規条例を制定するか否かも含め、次期以降の本市議会において協議を進めるよう次期本市議会に申し送ることを確認しています。

本市議会においては、議会の政治倫理に関する条例等の本格的な検討は次期以降となる可能性もありますが、いずれにしましても、検討に当たっては、倫理、マナー、モラル等には多様な考え方があるとともに、時代や社会情勢により変化し得るものであること等も踏まえ、しっかりと検討を進めていけるよう本市議会内で情報共有を行っていきます。

(意見8) ※原文をそのまま記載しています

#### 第24条 議員の政治倫理

議員の意識を高めるため、新たな取組が必要であり条文を修正する必要があります。

(市議会の考え方)

茅ヶ崎市議会基本条例の第1条(目的)において、「市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与する」ことを議会基本条例の目的として位置付けていますが、その目的を実現するためには、議会を構成する議員が、特定の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことから、議会基本条例の第24条(議員の政治倫理)において、議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならないことを規定しています。

本条文の改正については、議員の政治倫理に係る市民の関心が高まっている社会情勢等に鑑み、この度、令和4年度の茅ヶ崎市議会基本条例の検証・協議においても、議員の政治倫理に関する新たな規定の必要性等に係る意見が提案され、その表現等も含めて協議がなされたところです。協議の結果として、今回の条例改正においては条文を改正しないものの、議会の政治倫理に関する条例等を新たに制定することも含めて熟議する必要があるとの認識を議会内で共有し、本件については、検討課題として次期以降の本市議会に申し送ることとしています。

いずれにしましても、議会を構成する議員が、特定の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならず、また、議員として常に品位を保持に努めなければならないと認識しています。今後については、議員の政治倫理等に係る議論をはじめとして、各議員の政治倫理の向上につながる取組をより一層進めていきます。

(意見9) ※原文をそのまま記載しています

#### 第9章 第24条 議員の政治倫理

議員は主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。

議員の個人的倫理観は政治倫理に反映されます、実態行動に対する評価が出来るシステムが必須だと切実に考えます、どんな行動をとっているかの事実を、票を入れ信託した市民は知る権利と同時に責任を持たなければいけないと思っています。

現状の議会では二元代表制を機能維持出来ているとは考えられません。

議会が一つになり行政と合意形成が出来る内容を提案出来なければ二元代表制の力は発揮出来ないと考えています。

「議員の権限範囲の明確化」が必要

：議員と後援会長が一般市民のマンションの管理組合・自治会運営内容を批判し、管理組合の承認済み内容に対して、マンション管理会社社員を呼び出し意見するような行為（越権行為では？）

：マンション管理組合で政治その他ビラの無断配布禁止を、他の裁判では認められたと無視

：一般市民・行政のなかでターゲットを決めて執拗な行動をとる

という異常な事態が現にあります。

他の議員の意見では「それは議員個人の考え方と調査」の範囲という観点だそうです。

「市民を調査」とは市民の税金を使いどのような考えから今の議会では許されている状態なののでしょうか？明確にしていきたいと思います。

本来、市民の考え声を聞く立場の議員が、これでは信頼を得ることができないのではないのでしょうか？

皆が市民自治から離れて行くのは行政・議会だけの問題ではないとは思いますが、あまりに市民感覚の倫理観との乖離がありすぎではないのでしょうか。

議員を選ぶ私達市民にも責任があると感じているからこそ、議員が何をしているのか事実をありのまま市民が知ることが重要であり、議会は各議員の活動を問われても胸を張り答えられるような議員同士の話し合いを真摯に進めて、確かな規範を創る努力をのぞみます。

(市議会の考え方)

茅ヶ崎市議会基本条例の第1条（目的）において、「市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与する」ことを議会基本条例の目的として位置付けていますが、その目的を実現するためには、議会を構成する議員が、特定の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことから、議会基本条例の第24条（議員の政治倫理）において、議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならないことを規定しています。

議員一人一人が守るべき事柄や議員倫理の考え方について、議会として、また議員自身として振り返るとともに検証できる体制を整備することは、議員による各活動を適切

に行うためにも重要であると考えています。

本条文に係る検証・協議においても、議員の政治倫理に係る市民の関心が高まっている社会情勢等に鑑み、議員の政治倫理に関する新たな規定の必要性等に係る意見が提案され、その表現等も含めて協議がなされたところです。協議の結果として、今回の条例改正においては条文を改正しないものの、議会の政治倫理に関する条例等を新たに制定することも含めて熟議する必要があるとの認識を議会内で共有し、本件については、検討課題として次期以降の本市議会に申し送ることとしています。本市議会内で行う今後の検討・協議においては、御意見いただいた事例も参考にしつつ、本市議会において議員の守るべき倫理の在り方等に関する検討・協議を実施していきたいと考えています。

なお、議員一人一人の政務活動（議員活動）については、法令等に明文化されておらず、議員の権限や活動範囲を詳細に規定することは困難であると認識しています。しかしながら、どのような活動を行う場合であっても、先述した議員倫理の考え方等について検討・協議し、全ての議員で共有していることが重要であると考えておりますので、上記の検討・協議を進めてまいります。

■「第25条（議員定数の改定）の規定」に関する意見（1件）

（意見10）※原文をそのまま記載しています

第25条 議員定数の改定

現在、茅ヶ崎市民は244,100人でこれからの増加はあまり期待できないので、28名を25名に3名、削減すべきと思います。  
これからも、市の財政が厳しいと思われます。

（市議会の考え方）

議員の定数は、地方自治法第91条において人口に応じて上限数が設定されており、その上限数を超えない範囲内において条例で定めることとされています。現在、本市議会では、茅ヶ崎市議会議員定数条例で議員定数を28名と定めるとともに、茅ヶ崎市議会基本条例の第25条（議員定数の改定）において、第1項で議員定数を改定するには明確な理由を付して議案を提出すること、第2項で当該議案の提出や審査に当たっては、公聴会や参考人の制度の活用などにより市民や学識経験者等の意見を聴くことを規定しています。

本件に関連しまして、本市議会では、令和4年第2回定例会において一部の会派から議員定数削減検討特別委員会の設置についての議案の提案がありました。当該議案は、今後の人口減少も見据えつつ、議会の活性化を図り、市民の負託に応えるため議員定数の削減について検討することを目的として議員提案により議案提出がされたものです。各議員からは、本市と同等の人口規模である他自治体における議員定数等に鑑み定数削減は時期尚早であるとの意見、議員定数を減らすことで執行機関への監視機能の低下を招き、地域の均衡ある適正かつ能率的な行政、住民の要望に即応した行政が確保できなくなるとの意見、委員会の場で多様な視点から議論するためには現在の委員数が必要であり、経費削減の観点のみで論ずるべきではないとの意見、市議会議員選挙と市長選挙を同日開催とするための市議会の自主解散と併せて議論すべきとの意見、定数削減により少数意見を切り捨てられる傾向が強まるとの意見等が出され、結果として、当該議案については賛成少数で否決されたところです。

今後については、市の財政が厳しいという現状を踏まえつつ、議会としての責務の重要性を認識し、その責務を十分に果たすことのできるよう努めるとともに、適切な議会体制の在り方等について適宜検討していきます。

■「正副議長における所信表明会に関する規定」の新設に関する意見（3件）

（意見11）※原文をそのまま記載しています

⑥（検討項目）正副議長選における所信表明に関する規定については「市民に・・・選出過程を明らかに・・・志願する者に・・・所信表明する機会を設け・・・検討しながら・・・3回開催・・・継続的取組が定着したことから本条を設ける・・・あり、市民により情報提供しながら実施することはより民主化をすすめるとか民主的証明と言うかその点からも改正素案は良いと思います（左過も含め）

（意見12）※原文をそのまま記載しています

議会基本条例の改正というので、もっと議会として民主的な考え方を入れるのかと思っていましたが、期待外れでした。

新しく追加された条項の1つ

（正副議長選挙における所信表明会）

第10条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

は、

（正副議長の選出について）

第10条 議会は、議長及び副議長の選出にあたり、候補者の議員の意思を尊重する。

2 市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願するものに対して所信を表明する権利及び機会を設けるものとする。

ではないでしょうか。

そもそも、議長候補の選出の仕方が多数派工作がされ、民主的でないと感じていますので、各候補になりたい議員の意思は尊重すべきと考えます。

（市議会の考え方）

本市議会において、議長選挙及び副議長選挙における所信を表明する機会を設ける取組について、平成29年以降、計3回開催してきました。

これまでに実施した所信表明会では、それぞれの職を志願する者から所信表明申出書の提出を受け付け、当該申出書を提出した議員について、所信を表明する機会を設ける運用をしています。一方で、所信表明会は議長選挙及び副議長選挙の候補者を法的に限定するものではなく、地方自治法においては、議長選挙及び副議長選挙の選挙は全議員が被選挙人となることから、所信を表明した議員以外の議員に対する投票も有効となり、所信を表明しないことをもって議長及び副議長になる権利を失うものではありません。今回新設を検討している本条文（素案）については、議長及び副議長の職を志願するものに対して、市民及び議員に向けて所信や抱負等を表明する機会を設ける旨を規定することにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を推進するものです。

今後についても、各議員の意思が等しく尊重され、市民に開かれた議会を目指し、所信を表明する意思のある議員に対してはその機会を設けていきたいと考えています。

(意見13) ※原文をそのまま記載しています

1 <正副議長選挙における所信表明に関する規定の新設>

特に議長という立場の方は、今後どのようなビジョンで議会運営にのぞみ、市民に貢献したいかを明確にされた方が良いと考えます。議員の所信も市民としては聞き、二年後に進捗状況を報告していただきたい。

(市議会の考え方)

本市議会において、議長選挙及び副議長選挙における所信を表明する機会を設ける取組について、平成29年以降、計3回開催してきました。これまでの所信表明会においては、議長又は副議長の職を志願する議員が、議長又は副議長を志願する理由、当該議員が議長又は副議長になった場合に重点的に取り組みたい事柄やビジョン等について自身の展望や思い等の表明を行ってきました。それにより、議長及び副議長の選出の過程や今後のビジョン等を市民に明らかにするという目的の達成に一定の効果があったと考えています。

御意見にありました議員が所信を表明する機会の創設等につきましては、現状では個々の議員の活動である政務活動(議員活動)や選挙活動等において、それぞれの議員が掲げる施策や本市に係る将来のビジョン、自身の取組の進捗状況等について、様々な場で多様な媒体を通して発信が行われているところであり、本市議会の議会活動として実施する予定は現在のところございません。今後、実施の必要性等について、必要に応じて検討を行っていきたいと考えています。

## ■パブリックコメントの実施に関する意見（3件）

（意見14）※原文をそのまま記載しています

- ①（1）パブコメ（意見募集のPR（啓発）（情報提供）をもっと十二分に行って欲しい（1）それはパブコメの目的が多くの人に知ってもらい、応募してもらうのが旨ではないでしょうか？
- ③応募（1件）のパブコメもあります。もっと多くの市民の応募されることを期待しているので十二分な情報提供をして欲しい。
- ④多少多いと思われるパブコメは関心ある団体が先導（宣導・扇動）している結果とも思われる。（それが悪いとも思わぬが市の努力結果を期待）

（市議会の考え方）

パブリックコメント手続は、条例の制定をはじめとした市議会の重要な意思決定の過程において、市民の皆様から御意見を頂ける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施に当たっては、市役所本庁舎6階にある議会事務局窓口のほか、市議会だよりや市議会ホームページ、市議会Facebook、本庁舎1階にある市政情報コーナー、市広報紙や市ホームページ、市メール配信サービス、市Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、市広報掲示板及び市内公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。今後も、頂いた御意見を踏まえ、さらに市民の皆様を知っていただけるよう努めていきます。

※ この考え方は、市におけるパブリックコメント手続の考え方を踏まえ作成していません。

(意見15) ※原文をそのまま記載しています

(2) 公報記事が小さく見避してしまわないか (2) その他のPRはほとんどなく記入用紙と素案をただ置てあるだけのように思う。

(3) また公報記事は三件のパブコメー諸掲載なので1件のパブコメと誤解してしまわないか

(市議会の考え方)

パブリックコメントの実施に当たっては、市議会だよりへの掲載のほか、市の実施する他のパブリックコメントとともに市広報紙にも掲載しております。市広報紙への掲載については、多くの市政情報をより分かりやすく掲載する必要がある一方で、紙面には限りがあり、全ての記事を大きく掲載することは困難であると認識しております。いずれにしましても、市所管課とともに、より多くの情報を市民の皆様へ認知いただけるよう努めていきます。

記入用紙と素案については、市のパブリックコメント所管課の示す考え方を踏まえ、案件ごとに素案の表紙の色を分ける等、市民の皆様が見やすくなるよう対応しておりますが、頂いた御意見を踏まえ、さらに市民の皆様が見やすくなるよう努めていきます。

※ この考え方は、市におけるパブリックコメント手続の考え方を踏まえ作成しています。

(意見16) ※原文をそのまま記載しています

②今年度のパブコメで結果公表延期や回答が遅いものもあると思う。様々の意見があるからパブコメの意味があると思う。適切に回答を含み実施して欲しい。

(市議会の考え方)

市民の皆様から頂いた御意見については、真摯に受け止め、多角的かつ総合的に検討し、市議会の運営及び各議員の諸活動に反映させるよう努めています。そのため、多数の御意見が提出された場合等においては、当初の結果公表時期等の予定を変更し、更なる検討を行うこと等も考えられるところです。今後パブリックコメントを実施する場合についても、頂いた御意見に対して充実した検討を行うとともに可能な限り速やかに結果を公表するよう努め、適切に実施をしていきます。

※ この考え方は、市におけるパブリックコメント手続の考え方を踏まえ作成しています。

■その他の意見（3件）

その他3件の意見をいただきました。